



01

令和7年分の年末調整の書き方と変更点！

令和7年の年末調整では、大きな税制改正が実施されました。

ここでは税務上の主な変更点に絞って解説します。

特に基礎控除・給与所得控除の控除額引き上げ、扶養控除・配偶者控除の所得条件緩和、そして新設された特定親族特別控除の3点がポイントです。

それぞれの制度変更内容と年末調整書類の記入上の注意点を順に解説します。

02

2割特例終了後に簡易課税制度の適用を受けるには？

2023年10月に導入された消費税インボイス制度の「2割特例」は、小規模事業者の消費税負担を軽減する暫定措置です。

売上にかかる消費税額の2割のみ納付すればよいという簡便な制度ですが、2026年9月末までの時限措置となっています。

特例終了後は通常の計算方法への移行や別の制度の選択が必要となるため、今回は2割特例の終了時期と、終了後に簡易課税制度の適用を受けるための条件・手続きについて解説します。

令和7年分の年末調整の書き方と変更点！

令和7年の年末調整では、大きな税制改正が実施されました。ここでは税務上の主な変更点に絞って解説します。特に基礎控除・給与所得控除の控除額引き上げ、扶養控除・配偶者控除の所得条件緩和、そして新設された特定親族特別控除の3点がポイントです。それぞれの制度変更内容と年末調整書類の記入上の注意点を順に見ていきましょう。

基礎控除・給与所得控除の引き上げ

まず、2025年分の年末調整では基礎控除と給与所得控除の控除額が引き上げされました。基礎控除は従来一律48万円でしたが、今年は合計所得金額に応じて最大95万円まで控除されます。給与所得控除も最低控除額が55万円から65万円に拡大され、給与収入のみの場合は年収160万円まで所得税がかからなくなります。年末調整の計算では、新しい控除額を必ず用い、旧来の控除額を誤って適用しないよう注意しましょう。

扶養控除・配偶者控除などの所得要件の緩和

次に、扶養控除や配偶者控除の対象となる家族の所得要件が緩和されました。扶養親族や控除対象配偶者の年間所得上限が、これまでの48万円以下から58万円以下に引き上げられています。例えば、パート収入で年間123万円（58万円+給与所得65万円）までの配偶者や子どもも、今年からは控除対象に含まれられます。該当するご家族がいる場合は、年末調整の扶養控除等（異動）申告書や配偶者控除等申告書に正しく記入し、新たな控除を適用しましょう。

特定親族特別控除の新設

最後に、新たに「特定親族特別控除」が創設されました。これは19歳以上23歳未満の扶養親族（大学生など）が扶養控除の対象から外れた場合に、代わりに適用できる控除制度です。対象親族の合計所得金額が58万円を超え123万円以下（給与収入換算で約188万円まで）なら、その所得に応じた控除を受けられます。ただし、123万円を超えると適用されません。この控除を受けるには、年末調整で新設の「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。該当する場合は、この新しい申告書を忘れずに提出し、控除を受けましょう。

令和7年分の年末調整では、控除額の拡充や新制度の導入により、従来よりも記入内容や計算方法が変わっています。解説したポイントを踏まえ、各種申告書を正確に記入して必要な控除を受けてください。最新の制度に沿って年末調整を行うことで、無駄な税負担を防ぎ、スムーズに手続きを完了させましょう。

2割特例終了後に 簡易課税制度の適用を受けるには？

2023年10月に導入された消費税インボイス制度の「2割特例」は、小規模事業者の消費税負担を軽減する暫定措置です。売上にかかる消費税額の2割のみ納付すればよいという簡便な制度ですが、2026年9月末までの時限措置となっています。特例終了後は通常の計算方法への移行や別の制度の選択が必要となるため、今回は2割特例の終了時期と、終了後に簡易課税制度の適用を受けるための条件・手続きについて解説します。

2割特例はいつ終了するのか

インボイス制度の2割特例は、2026年9月末で終了します。2026年（令和8年）9月30日を含む課税期間までで2割特例は終了し、それ以後の課税期間では原則として2割特例を利用できません。特例終了後は消費税の計算方法を見直す必要があり、従来の本則課税（通常計算）に戻すか、負担軽減策として簡易課税制度の利用を検討することになります。事業の実態によって有利・不利が変わるため、早めに試算しておくと安心です。

簡易課税制度の適用を受けるための条件

簡易課税制度を利用できるのは、原則として基準期間（2期前）の課税売上高が5,000万円以下の事業者です。小規模事業者向けの制度であり、売上規模が一定以下でなければ選択できません。また、簡易課税を利用するには税務署への事前届出が必要である点にも注意しましょう。

簡易課税制度を利用するための手続き

簡易課税制度を適用したい場合は、所轄税務署に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。提出期限は、適用を受けたい課税期間が始まる前日までです。これは法律で定められたルールで、2割特例のように申告時に遡って適用を選ぶことはできません。ただし、2割特例を利用していた事業者には経過措置があります。前の課税期間の翌課税期間中に届出をすれば、期間開始前日に提出したものとみなされます。例えば2026年まで2割特例を使った事業者が2027年から簡易課税に切り替える場合、本来は2026年末までに届出が必要ですが、この措置により2027年中であれば届出が間に合います。期限に猶予があるとはいえ、忘れずに早めの提出を心がけましょう。

2割特例の終了に伴い、消費税の計算方法を見直すことが必要です。小規模事業者にとって簡易課税制度は有力な選択肢ですが、適用には要件を満たし期限内に届出を行うことが前提となります。届出期限には一定の猶予があるものの、早めの準備が大切です。